

学校法人 九州総合学院

九州工科自動車専門学校

# 学 則

# 九州工科自動車専門学校

## 学 則

### 第1章 総 則

第1条 本校は「より高い人格、練磨された技能」を教育方針とし、めざましい技術革新のつづく現代社会に十分対応できる人材の育成及び未来の自動車整備業界を担う人材の育成を目的とする。

第2条 本校は九州工科自動車専門学校と称する。

第3条 本校の所在地を、熊本市中央区本荘町 657 番地に置く。

### 第2章 課程及び学科、修業年限

第4条 本校の課程、学科及び修業年限ならびに定員は次の通りとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科	2	60	120
工業専門課程	国際自動車科	3	35	105

第5条 1. 本校の教育年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 本校の学期は次の通りとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

第6条 本校の休業日は次の通りとする。

1. 日曜日

2. 国民の祝日に関する法律に定める日

3. 夏季休業 8月1日から8月31日まで(自動車整備科)

8月6日から8月21日まで(国際自動車科)

4. 冬季休業 12月25日から1月10日まで

5. 春季休業 3月21日から4月10日まで

6. 土曜日

7. 創立記念日 11月10日

### 第3章 教育課程、授業数及び教育組織

第7条 本校の教育課程及び授業時数は次の通りとする。  
工業専門課程 教育科目別 教育内容と時間配分表  
別紙

第8条 本校の日課表は次のとおりとする

自動車整備科			国際自動車科					
月曜日から金曜日まで			月曜日から金曜日 (火・水曜日除く)			火・水曜日		
	開始	終了		開始	終了		開始	終了
職員朝礼	8:35	8:40	職員朝礼	8:35	8:40	職員朝礼	8:35	8:40
H・R	8:45	8:55	H・R	8:45	8:55	H・R	8:45	8:55
1	9:00	9:50	1	9:00	9:50	1	9:00	9:50
2	10:00	10:50	2	10:00	10:50	2	10:00	10:50
3	11:00	11:50	3	11:00	11:50	3	11:00	11:50
昼食	11:50	12:50	掃除	11:50	12:00	昼食	11:50	12:50
4	12:50	13:40				4	12:50	13:40
5	13:50	14:40				5	13:50	14:40
6	14:50	15:40				6	14:50	15:40
掃除	15:45	15:55				掃除	15:45	15:55

第9条 本校の授業開始及び授業終了は次の通りとする。

自動車整備科・・・午前9時から午後3時40分まで  
国際自動車科・・・午前9時から午後3時40分まで

第10条 本校に次の教職員を置く。

1. 校長 1名
2. 教頭 1名
3. 教員 7名以上
4. 養護 1名
5. 事務職員 2名以上
6. 学校医 1名以上

校長は校務を掌り所属職員を監督する。

## 第4章 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

第11条 本校の入学資格は次の通りとする。

自動車整備科・・・高等学校卒業者(卒業見込みの者を含む)及びこれと同等以上の学力を有すると認められた者

国際自動車科・・・12年以上の学校教育を終了した者、または高等学校卒業と同等の学歴を有する者

第12条 本校の入学時期は毎年4月とする。

第13条 本校への入学手続きは次の通りとする。

1. 本校に入学を希望する者は、本校所定の入学願書、調査書及び21条に定める受験料を添え、指定期日までに出席しなければならない。
2. 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
3. 本校に入学を許可された者は、所定の期日までに入学金を添えて手続きを取なければならない。

第14条 疾病、その他止むを得ない事由によって長期にわたり欠席する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第15条 退学及び休学は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

2. 復学を希望する者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。
3. 前項の者が復学する期日は、翌年4月1日とする。

第16条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、且つ止むを得ない事情があると認められた場合には、選考の上、許可することができる。

第17条 本校所定の課程を修了した者には学習評価の上、適切と認められた者に卒業証書を授与する。

第18条 工業専門課程 自動車整備科・国際自動車科を修了した者には、専門士の称号を授与する。

第19条 進級及び卒業については、別に定める評価規定により決定する。尚、成績優秀にして他の模範となる者は褒賞する。

第20条 次の各号に該当する者には退学を命ずることがある。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
3. 正当な理由がなく出席が常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
5. 本校教育に不適と認められた者(刑事処分等)

第21条 本校の入学金、授業料等納付については下記の通りとする。

1. 既納の受験料及び授業料等は、原則として返還しない。
2. 授業料は前納とし、期日までに納付すること。
3. 授業料等を滞納した者は登校停止とし、3ヶ月以上滞納した者は除籍することを原則とする。

工業専門課程（年額）

	一年次	二年次
入学検定料	15,000	
入 学 金	120,000	
授 業 料	800,000	800,000

国際自動車科（年額）

	一年次	二年次	三年次
入学検定料	15,000		
入 学 金	100,000		
授 業 料	600,000	600,000	600,000

第22条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

## 附 則

附則1. この学則は昭和54年4月1日より実施するものとする。

2. この学則実施に必要な細則は別に定める。

○工業専門課程教育課程表（別表）      ○評価規定（別表）

この学則は昭和57年4月1日より実施するものとする。

この学則は昭和58年4月1日より実施するものとする。

附則1. この学則は平成10年4月1日より実施するものとする。

2. 第2章第4条の規定にかかわらず、平成10年の収容定員は次のとおりとする。

工業専門課程自動車整備科    4月入学生    平成10年    70名

工業専門課程自動車整備科    10月入学生    平成10年    50名

附則1. この学則は平成13年4月1日より実施するものとする。

2. 第2章第4条の規定にかかわらず、平成13年の収容定員は次のとおりとする。

工業専門課程自動車整備科    平成13年    80名

工業専門課程自動車整備科    平成12年    120名

附則1. この学則は平成17年4月1日より実施するものとする。

2. 第2章第4条の規定にかかわらず、平成18年の収容定員は次のとおりとする。

工業専門課程自動車整備科    平成17年    80名

平成18年    90名

この学則は平成21年9月1日より実施するものとする。

この学則は平成22年7月1日より実施するものとする。

附則1. この学則は平成23年4月1日より実施するものとする。

2. 第2章第4条の規定にかかわらず、平成23年の収容定員は次のとおりとする。

工業専門課程自動車整備科    平成22年    90名

平成23年    95名

附則1. この学則は平成27年4月1日より実施するものとする。

2. 第2章第4条の規定にかかわらず、平成27年の収容定員は次のとおりとする。

工業専門課程自動車整備科    平成26年    100名

平成27年    120名

附則1. この学則は平成28年4月1日より実施するものとする。

2. 第2章第4条の規定にかかわらず、平成28年の収容定員は次のとおりとする。

工業専門課程 自動車整備科    平成28年    120名

工業専門課程 国際自動車科    平成28年    60名

附則1. この学則は平成29年4月1日より実施するものとする。

2. 第2章第4条の規定にかかわらず、平成29年の収容定員は次のとおりとする。

工業専門課程 自動車整備科    平成29年    120名

工業専門課程 国際自動車科    平成29年    75名

附則1. この学則は平成31年4月1日より実施するものとする。

2. 第2章第4条の規定にかかわらず、平成31年の収容定員は次のとおりとする。

工業専門課程 自動車整備科	平成31年	120名
---------------	-------	------

工業専門課程 国際自動車科	平成31年	105名
---------------	-------	------